

東京大学生産技術研究所 学術専門職員募集のお知らせ

1. 募集職種： 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）
2. 採用人数： 1～2名
3. 雇用期間： 令和7年4月1日以降なるべく早い時期～令和8年3月31日
(採用日は、採用決定から1ヵ月以降のなるべく早い時期となる。)
予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、更新する場合は1年ごとに行う。
試用期間あり（14日）
4. 職務内容： 以下どちらかの業務を担当とする。
▼東京大学履修証明プログラム 災害対策エグゼクティブプログラム（DSEP）に関する運営業務（講義準備・対応、履修者対応、教材作成補助、WEBサイトの更新、予算管理、出張申請など。）
▼東京大学生産技術研究所沼田宗純研究室と附属災害対策トレーニングセンター（DMTC）の運営業務（研修準備、教材作成補助、WEBサイトの更新、講義動画の撮影・編集、予算管理、出張申請、留学生など受入業務、備品整備、電話・メール対応など）。
※変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
5. 応募条件：
 - 1) パソコン（PPT、Word、Excel等）を用いた各種資料作成ができること。
 - 2) 電子メールの操作ができること。自宅にネットワーク環境があること。
 - 3) 協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲があること。
 - 4) 東京大学の経理システム等を理解し、利用できるようになること。
(経験は問わない)
 - 5) 日常会話程度の英語能力があるとより望ましい。
 - 6) プロジェクトやイベントに運営側として携わったことがあるとより望ましい。
 - 7) WEBサイトの更新、動画の撮影・編集の経験があると望ましい。
(経験は問わず、方法等は採用後に説明あり。)
6. 就業場所： 東京大学生産技術研究所 沼田宗純研究室（〒153-8505 東京都目黒区駒場4-6-1）
(DSEP業務に関してのみ、東京大学本郷キャンパス
(〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3-1)への就業もある。)
7. 就業日： 週3～4日勤務（月～金） *応相談
休日 土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
ただし、以下のDSEPの開講日には講義運営を実施。土曜日の勤務もある。
<https://tdmtc.tokyo/2025-dsep/>
8. 就業時間： 1日4～7時間勤務 9：00～17：30の間 *応相談
休憩時間45分 12：00～12：45 *時間帯は応相談
イベント開催時、業務状況によって時間外勤務を命じることがある。

1. 休 暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
2. 給 与： 時間給 2, 0 0 0 円
3. 諸 手 当： 通勤手当（本学規定を満たす場合に支給）
超過勤務手当（超過勤務を命ぜられ勤務した場合に支給）
4. 社会保険等： 労災保険加入。厚生年金保険、健康保険（文科省共済）、雇用保険については
加入要件を満たした場合に法令の定めるところにより加入する。
5. 応募方法： 本学指定様式の履歴書と職務経歴書を下記書類送付先にメールで送信すること。
(履歴書様式) <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
6. 応募締切： 令和7年4月30日（水）必着 ※適任者が決まり次第締切ります。
7. 選考方法： 書類選考のうえ、通過者に面接試験を実施
※書類選考通過者に面接日時を連絡しますので、メールアドレス及び日中に連絡
が取れる電話番号を、応募書類にご記入ください。
8. 書類送付先： 上記書類の電子ファイルを以下のメールアドレスにご送付ください。
東京大学生産技術研究所 沼田研究室（担当：鈴木）
E-mail suzuki-n@iis.u-tokyo.ac.jp
※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
TEL 03-5452-6445
9. 募集者名称：国立大学法人東京大学
10. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
11. その他：
 - (1) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
 - (2) 応募書類は返却いたしません。
 - (3) この募集要項は、募集時現在において適用されている就業規則に基づき記載しているため、
採用までに規則改正があった場合には、改正後の規則に基づくこととなります。
 - (4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭そ
の他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果
として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該
契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。